

|           |   |
|-----------|---|
| 令和2年7月15日 |   |
| 資料提供      |   |
| 担当課       | 知事部局<br>監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135)<br>直通Tel073-441-2136  |
|           | 教育委員会<br>総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640)<br>教職員課 岩本(内3679)<br>スポーツ課 上野(内3695)<br>紀南教育事務所 梅村(直通Tel0739-26-3514、内564) |

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 |       |
| 匿名  | 6     |
| 職員等 |       |
| 計   | 6     |

##### (2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 5     |
| 郵便・FAX | 1     |
| 面談     |       |
| 電話     |       |
| 計      | 6     |

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

| 通報内容  | 処理状況  |
|---|---|
| ① ある個人宅でカミツキガメを飼育している。  | 関係課に情報提供し、事実確認等を行うよう指示した。                                 |
| ② ある公益的法人の職員が国からの事業委託金の使い込みを行い、事実のみみ消し等をしている。                                     | 使い込みの事実はないが、不適正な事務処理について、既に、当該法人により該当職員を処分し、委託金の返納を行っている。 |
| ③ ある振興局は、平日の夜遅くや土日も頻繁に電気が付いている。適切な労働を行っているのか。                                     | 所属長からの超過勤務命令に基づき業務を行う等、注意喚起した。                            |
| ④ ある公益的法人の職員が、過去に担当した支援業務について、書類に不備があるのを知りながら、申請団体から便宜を受ける見返りに助成金を交付する等の不正を行っていた。 | 調査の結果、通報の事実は確認できなかった。                                     |
| ⑤ ある事業者は、建設残土置き場に産業廃棄物、有害物質を廃棄している。   | 関係課に情報提供し、事実確認等を行うよう指示した。                                 |
| ⑥ 中学校において、同僚にきつくあたるなどハラスメント的な言動がある。   | 不受理とし、教育委員会に回付した。   |

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 3 ②③④

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 3 ①⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 4 ②③④⑤

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 2 ④⑤

|                                    |   |    |
|------------------------------------|---|----|
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  | 2 | ②③ |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         |   |    |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) |   |    |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの       | 1 | ①  |
| (3)調査を継続中としたもの                     |   |    |
| (4)不受理としたもの                        | 1 | ⑥  |

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 |       |
| 匿名  | 2     |
| 職員等 |       |
| 計   | 2     |

#### (2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 1     |
| 郵便・FAX | 1     |
| 面談     |       |
| 電話     |       |
| 計      | 2     |

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通報内容 |  | 処理状況   |
|------|--|--|
| ①    | 中学校において、同僚にきつくあたるなどハラスメント的な言動がある。            | 当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。                        |
| ②    | ある和歌山市内の県立高等学校の教員が勤務時間中に校内で職務に関係の無いことを行っている。 | 調査をした結果、学校及び教員の特定には至らなかったが、和歌山市内の各県立高等学校長に対し、服務規律について教職員へ周知するよう指示を行った。 |

#### (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ①②

#### (2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

#### (1)調査の結果、是正の必要がないもの

2 ①②

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

1 ②

#### (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

#### (3)調査を継続中としたもの

#### (4)不受理としたもの

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

|       | 通報内容                           | 処理状況                                       |
|-------|--------------------------------|--|
| R2.2① | ある団体で、総会等が開催されていない。今後、改善を希望する。 | 今年度の総会の開催を確認するとともに、今後、毎年度総会を開催していくことを確認した。 |